



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

老朽型
(跡地活用あり)

◎補助金が利用できるのは「空き家の所有者」、「空き家の土地所有者」、「相続人等の親族」または「相続以外で空き家を取得」(親族以外からの贈与・売買契約など)した人です。

●補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限50万円)

※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限25万円
(相続以外で空き家を取得した場合は上限50万円かつ所得要件なし)

【所得要件】

世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が
901万円以下であること。



《手続きの流れ》

①事前相談・受付、申請様式の交付

必ず事前に相談してください。

- ・空き家住所、現所有者
- ・管理状況、解体希望時期 等

※募集期間に合わせて受付します。

③補助申請

※必ず解体工事前に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・補助事業等計画書
- ・工事見積書
- ・所得証明書
- ・補助金振込先の通帳の写し
- ・登記簿 or 名寄帳
※登記物件 → 登記簿
未登記物件 → 名寄帳
- ・誓約書(様式第1号)
- ・跡地活用に関する同意書
(様式第4号)

《相続以外で取得した場合》

- ・相続以外で空き家を取得したことがわかる書類
- ・跡地活用実施計画書(様式第5号)

【必要に応じて提出】

- ・同意書(様式第2号)
※土地所有者が申請する場合、
又は家屋所有者が複数いる場合
- ・空き家除却同意書
(様式第3号)
※所有権以外の権利が設定
されている場合
※相続以外で空き家を取得した
場合
- ・戸籍謄本、住民票等
※所有者を証明する書類

④交付決定

- ・申請内容及び提出物に不備が無い確認後、
補助金交付決定通知書を送付します。

⑧実績報告

【必要書類】

- ・補助金実績報告書
- ・解体業者からの請求書、領収書の写し
- ・写真(解体前、中、後)
- ・市への補助金請求書
- ・家屋滅失届(登記・未登記問わず)

⑨補助金額の確定・補助金の支払い

- ・完成検査実施後、補助金額の確定通知書の送付
及び補助金の振り込みをします。



②見積依頼・提出



解体業者

⑤工事発注

⑥工事完了・請求

⑦支払い

